

平成十七年総務省・農林水産省・国土交通省令第
三号

離島振興法施行令第二条第二項の額の算定
に関する省令

離島振興法施行令（昭和四十三年政令第二十七
号）第二条第二項の規定に基づき、離島振興法施
行令第二条第二項の額の算定に関する省令を次の
ように定める。

離島振興法施行令第二条第二項の規定により
加算する額は、離島振興法（昭和二十八年法律
第七十二号。以下この項において「法」とい
う。）第七条第二項の事業に要する経費に対す
る通常の国の交付金の額に、当該事業につき法
別表に掲げる割合を当該事業に要する経費に対
する通常の国の負担若しくは補助の割合又はこ
れに相当するもので除して得た数から一を控除
して得た数を乗じて算定するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。